## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| 許 認          | 可等の内容                                     | 適用除外の許可                       |
|--------------|---|-------------------------------|
|              | 去令及び条項                                    | 新座市屋外広告物条例第15条第6項及び第7項        |
|              |   | 6 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めると     |
|              |   | ころにより市長の許可を受けたものについては、第4      |
|              |   | 条の規定は、適用しない。                  |
|              |   | (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の    |
|              |   | 事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住       |
|              |   | 所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広       |
|              |   | 告物又はこれを掲出する物件で、第2項第1号に掲       |
|              |   | げるもの以外のもの                     |
|              |   | (2) 道標、案内図板その他公共的な目的をもった広告    |
|              |   | 物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広       |
|              |   | 告物又はこれらを掲出する物件                |
|              |   |                               |
|              |   | 7 弟も呆弟と頃から弟も頃まじ及び弟 7 呆から弟 1 3 |
| 所管           | <br>部 課 係 名                               | まちづくり未来部建築審査課建築審査係            |
| _            | 部課係名<br>                                  | 新座市屋外広告物条例施行規則第15条            |
| 審            |   |                               |
|              | 明 尽 夕 西                                   | 条例第15条第6項の許可の申請は、新座市屋外広告      |
|              | 関係条項                                      |                               |
|              |   | 条第1項各号に掲げる図書を添えて、これを市長に提出     |
|              |   | することにより行うものとする。               |
|              |   | 新座市屋外広告物条例施行規則第15条            |
|              |   | 2 前項に規定する申請書の提出があったときは、次の     |
| 査            |   | 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に従      |
|              |   | い、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、新座      |
|              | L. 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, | 市屋外広告物等(新設・更新)許可決定・申請却下通知     |
|              | 基準  | 書に当該申請書の副本を添えて、その旨を申請者に通      |
|              | / [ ]                                     | 知するものとする。                     |
|              | (未設定の場                                    | (1) 当該申請に係る広告物又は掲出物件が条例第15    |
|              |   | 条第6項第1号に規定するものであるとき 共通基       |
| <del> </del> | 合はその理由)                                   | 準及び別表第7の左欄に掲げる区分に応じ、同表の       |
| 基            |   | 右欄に定める基準                      |
|              |   | (2) 当該申請に係る広告物又は掲出物件が条例第15    |
|              |   | 条第6項第2号に規定するものであるとき 共通基       |
|              |   | 準及び当該許可に係る表示面積が10平方メートル       |
|              |   | 以下であること。                      |
|              | 参考事項                                      |                               |
| 準            | 設定等年月日                                    | 平成22年10月1日設定(年月日最終変更)         |
| 理標           | 標準処理期間                                    | 総日数 60日                       |
| 期準           | (未設定の場                                    |                               |
| 間処           | 合はその理由)                                   |                               |
| 川火           | 日はての柱田)                                   |                               |

設定等年月日 平成22年10月1日設定( 年 月 日最終変更)